吹田市医療審議会規則

制　　定　昭52.6.4規則31
最近改正　平24.4.1規則33

（趣旨）

第1条　この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市医療審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条　審議会は、市長の諮問に応じて、救急その他の医療関係諸問題についての重要事項を調査審議し、答申するものとする。

2　審議会は、前項に規定する場合のほか、担任事務について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条　審議会は、委員21人以内で組織する。

2　審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　医療担当者　6人以内

(2)　公益代表者　6人以内

(3)　学識経験者　6人以内

(4)　関係行政機関職員　3人以内

3　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第4条　審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2　特別委員は、学識経験のある者のうちから、審議会の意見を聞いて市長が委嘱又は任命する。

3　前条第3項の規定は、特別委員に準用する。

（会長）

第5条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条　審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び特別委員は、審議会の意見を聞いて会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、審議会の意見を聞いて会長が指名する。

4　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5　第5条第3項の規定は部会長に、前条の規定は部会の会議に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員及び特別委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席）

第８条　審議会及び部会は、必要があるときは、関係者から意見を聞くことができる。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、福祉保健部保健センターにおいて処理する。ただし、部会における専門の事項に関する事務は、当該事項を所掌する部課において処理する。

（委任）

第10条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会の意見を聞いて会長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和54年12月11日規則第47号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則により増員された委員の任期は、第３条第３項の規定にかかわらず、昭和56年11月15日までとする。

附　則（昭和55年11月５日規則第46号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則により委嘱又は任命された特別委員の任期は、第３条第３項の規定にかかわらず、昭和56年11月15日までとする。

附　則（昭和62年３月31日規則第23号）

この規則は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（平成元年１月20日規則第４号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（以下省略）

附　則（平成４年11月17日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成10年４月20日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月31日規則第17号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月24日規則第10号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月８日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第33号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。